

福井県報

号外第42号
令和6年
7月16日(火)
火曜日発行

目次

(※は県例規集登載事項)

条例

- ※福井県県税条例の一部を改正する条例(三十二・税務課)……………三
- ※特定地域の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例(三十三・同)……………一〇
- ※福井県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例(三十四・人事課)……………一一
- ※住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例(三十五・市町協働課)……………一二
- ※福井県薬剤師確保奨学金返還資金貸与条例(三十六・医薬食品・衛生課)……………一三

本号で公布する条例のあらまし

◇福井県県税条例の一部を改正する条例(条例第三十二号 税務課)

1 法人事業税関係

外形標準課税の適用対象法人について、次のとおり見直すこととした。

(一) 減資した法人に対する適用基準の見直し(附則第六条の二関係)

資本金が一億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が十億円を超える法人(前事業年度に外形標準課税の対象であった法人に限る。)を対象に追加することとした。

(二) 百パーセント子法人等に対する適用基準の見直し(第四十二条関係)

資本金と資本剰余金の合計額が五十億円を超える法人等の百パーセント子法人等であつて、資本金と資本剰余金の合計額が二億円を超える法人等を対象に追加することとした。

2 軽油引取税関係

専らレクリエーションの用に供する船舶を、軽油引取税における課税免除の特例措置の対象から除外することとした。(附則第八条の八関係)

3 この条例は、次に定める日から施行することとした。

- (一) 1の(一)および2 令和七年四月一日
- (二) 1の(二) 令和八年四月一日

◇特定地域の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第三十三号 税務課)

1 地方活力向上地域における課税免除または不均一課税関係

特定業務施設の新設と併せて整備される特定業務児童福祉施設を課税免除等の対象に追加することとした。(第四条関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福井県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例(条例第三十四号 人事課)

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部改正に伴い、引用条項の整理を行うこととした。(第二条関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例(条例第三十五号 市町協働課)

1 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部改正に伴い、条例で定める県の事務について、国外転出者の本人確認等ができることとした。(第二条および第三条関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福井県薬剤師確保奨学金返還資金貸与条例(条例第三十六号 医薬食品・衛生課)

- 1 この条例は、指定医療機関(県内の医療機関であつて規則で定めるものをいう。以下同じ。)で勤務を開始する薬剤師に対し、返還資金(奨学金を返還するための資金をいう。以下同じ。)を貸与することにより、県内の指定医療機関で就業する薬剤師の確保を図ることを目的とすることとした。(第一条関係)
- 2 知事は、次に掲げる要件を満たす者からの申請により、当該申請をした者であつて指定医療機関で薬剤師として勤務を開始したものに返還資金を貸与することができることとした。ただし、奨学金の返還を支援するための制度で、規則で定めるものを利用する者については、この限りでないこととした。(第三条関係)
 - (一) 薬剤師の免許を受けた者(規則で定める者を除く。)等であること。
 - (二) 奨学金の貸与を受けている者または返還の債務がある者であること。
- 3 返還資金の貸与額、貸与期間を定めることとした。(第四条関係)
- 4 知事は、貸与の決定を受けた者が指定医療機関において薬剤師として勤務しなかつた期間が継続して三十日に達したとき等は、その貸与を取り消すことができることとした。(第六条関係)
- 5 返還資金の貸与を受けた者(以下「被貸与者」という。)は、4により貸与が取り消されたとき等は、貸与を受けた返還資金の額と、その額に貸与を受けた日から貸与の取消し等の事由が生じた日までの日数に応じ年十パーセントの割合を乗じて得た額との合計額を返還しなければならないこととした。(第七条関係)
- 6 知事は、被貸与者が7により返還資金の返還の免除を受ける見込みがあるときは、返還資金の返還を猶予することとした。(第八条関係)
- 7 知事は、被貸与者が三年間の規則で定める研修プログラムを修了し、かつ、指定医療機関において薬剤師として勤務した期間が貸与期間に二分の三を乗じて得た月数に達するとき等は、返還資金の返還を免除することとした。(第九条関係)
- 8 この条例は、令和六年八月一日から施行することとした。

条 例

福井県税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年七月十六日

福井県知事 杉本 達治

福井県条例第三十二号

福井県税条例の一部を改正する条例

福井県税条例(昭和二十五年福井県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

(寄附金税額控除の対象となる寄附金)

第二十条の三 法第三十七条の二第一項第三号に規定する条例で定める寄附金は、所得税法第七十八条第二項第二号から第四号までに掲げる寄附金および租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、次に掲げるものとする。

一 一三 (略)

二 二四 (略)

(事業税の納税義務者等)

第四十二条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、その法人に課する。

一 次号から第四号までに掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ (略)

ロ 法第七十二条の四第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の五第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の二十四の七第七項各号に掲げる法人、第三項の規定により法人とみなされるもの、第四項の規定により法人とみなされる個人、投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二条第十二項に規定する投資法人をいう。)、特定目的会社(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。)、ならびに一般社団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)、および一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)(以下において「所得等課税法人」という。))な

(寄附金税額控除の対象となる寄附金)

第二十条の三 法第三十七条の二第一項第三号に規定する条例で定める寄附金は、所得税法第七十八条第二項第二号および第三号に掲げる寄附金(同条第三項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。))ならびに租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、次に掲げるものとする。

一 一三 (略)

二 二四 (略)

(事業税の納税義務者等)

第四十二条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、その法人に課する。

一 次号から第四号までに掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ (略)

ロ 法第七十二条の四第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の五第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の二十四の七第七項各号に掲げる法人、第三項の規定により法人とみなされるもの、第四項の規定により法人とみなされる個人、投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二条第十二項に規定する投資法人をいう。)、特定目的会社(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。))ならびに一般社団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)、および一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。))ならびにこれらの法人以外の法人で資本金の額もし

らびに所得等課税法人以外の法人で資本金の額もしくは出資金の額が一億円以下のものまたは資本もしくは出資を有しないもの（所得等課税法人以外の法人のうち次に掲げる法人に該当するものを除く。） 所得割額

(1) 特定法人（払込資本の額（法人が株主または合名会社、合資会社もしくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として施行令第十条の二で定める金額をいう。以下(1)および(2)において同じ。）が五十億円を超える法人（口に掲げる法人を除く。）および保険業法に規定する相互会社（これに準ずるものとして施行令第十条の三で定めるものを含む。）をいう。以下(1)および(2)において同じ。）との間に当該特定法人による完全支配関係（法人税法第十二条の七の六に規定する完全支配関係をいう。以下(1)および(2)において同じ。）がある法人のうち払込資本の額（地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号。以下(2)において「改正法」という。）の公布の日以後に当該法人と当該特定法人との間に完全支配関係（当該法人以外の特定法人による完全支配関係に限る。）がある場合その他施行令第十条の四第一項で定める場合において、当該法人が剰余金の配当（払込資本の額のうち施行令第十条の五で定める額の減少に伴うものに限る。以下(1)および(2)において同じ。）または出資の払戻しをしたときは、当該剰余金の配当または出資の払戻しにより減少した払込資本の額を加算した額）が二億円を超えるもの

(2) 法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式および出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものがあるものとみなした場合において当該いずれか一のものとの間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるときの当該法人のうち払込資本の額（改正法の公布の日以後に、特定親法人（当該事業年度において当該法人と他の法人との間に当該他の法人による完全支配関係がある場合における当該他の法人をいう。以下(2)において同じ。）と当該法人との間に当該特定親法人による完全支配関係があり、かつ、当該法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式および出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものがあるものとみなした場合において当該いずれか一のものとの間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるときその他施行令第十条の四第二項で定める場合に、当該法人が剰余金の配当または出資の払戻しをしたときは、当該剰余金の配当または出資の払戻しにより減少した払込資本の額を加算した額）が二億円を超えるもの（(1)に掲げる法人を除く。）

くは出資金の額が一億円以下のものまたは資本もしくは出資を有しないもの 所得割額

二〇四 (略)
2〇4 (略)

(地方消費税の納税義務者等)

第五十七条の二 地方消費税は、法第七十二条の七十七第一号に規定する事業者(以下この節において「事業者」という。)の行つた法第七十二条の七十八第一項に規定する課税資産の譲渡等および同項に規定する特定課税仕入れについては、当該事業者(消費税法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者(同法第十五条第一項に規定する法人課税信託等の受託者にあつては、同条第三項に規定する受託事業者および同条第四項に規定する固有事業者に係る消費税を納める義務が全て免除される事業者に限る。))を除く。)に対し、譲渡割によつて、法第七十二条の七十八第一項に規定する課税貨物については、当該課税貨物を消費税法第二条第一項第二号に規定する保稅地域から引き取る者に対し、貨物割によつて課する。

2〇5 (略)

(法人課税信託等の受託者に関するこの節の規定の適用)

第五十七条の二の二 法人課税信託または公益信託(以下この条において「法人課税信託等」という。)の受託者は、各法人課税信託等の信託資産等(信託財産に属する資産ならびに当該信託財産に属する資産に係る課税資産の譲渡等および特定課税仕入れをいう。以下この条において同じ。))および固有資産等(法人課税信託等の信託資産等以外の資産、課税資産の譲渡等および特定課税仕入れをいう。次項において同じ。))ごとに、それぞれ別の者とみなして、この節(前条、第五十七条の十および第五十七条の十一を除く。以下この条において同じ。)の規定を適用する。

2 前項の場合において、各法人課税信託等の信託資産等および固有資産等は、同項の規定によりみなされた各別の者にそれぞれ帰属するものとする。

3 個人事業者が受託事業者(法人課税信託等の受託者について、前二項の規定により、当該法人課税信託に係る信託資産等が帰属する者としてこの節の規定を適用する場合における当該受託者をいう。以下この項において同じ。))である場合には、当該受託事業者は、法人とみなして、この節の規定を適用する。

(自動車の売主の第二次納税義務の免除)

第四百四十六条 知事は、第三百三十四条の二第一項に規定する自動車の所在および買主の住所または居所が不明である場合において、当該自動車の売主が当該自動車の売買に係る代金の全部または一部を受け取ることができなくなつたと認

二〇四 (略)
2〇4 (略)

(地方消費税の納税義務者等)

第五十七条の二 地方消費税は、法第七十二条の七十七第一号に規定する事業者(以下この節において「事業者」という。)の行つた法第七十二条の七十八第一項に規定する課税資産の譲渡等および同項に規定する特定課税仕入れについては、当該事業者(消費税法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者(同法第十五条第一項に規定する法人課税信託の受託者にあつては、同条第三項に規定する受託事業者および同条第四項に規定する固有事業者に係る消費税を納める義務が全て免除される事業者に限る。))を除く。)に対し、譲渡割によつて、法第七十二条の七十八第一項に規定する課税貨物については、当該課税貨物を消費税法第二条第一項第二号に規定する保稅地域から引き取る者に対し、貨物割によつて課する。

2〇5 (略)

(法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用)

第五十七条の二の二 法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等(信託財産に属する資産ならびに当該信託財産に属する資産に係る課税資産の譲渡等および特定課税仕入れをいう。以下この条において同じ。))および固有資産等(法人課税信託の信託資産等以外の資産、課税資産の譲渡等および特定課税仕入れをいう。次項において同じ。))ごとに、それぞれ別の者とみなして、この節(前条、第五十七条の十および第五十七条の十一を除く。以下この条において同じ。)の規定を適用する。

2 前項の場合において、各法人課税信託の信託資産等および固有資産等は、同項の規定によりみなされた各別の者にそれぞれ帰属するものとする。

3 個人事業者が受託事業者(法人課税信託の受託者について、前二項の規定により、当該法人課税信託に係る信託資産等が帰属する者としてこの節の規定を適用する場合における当該受託者をいう。以下この項において同じ。))である場合には、当該受託事業者は、法人とみなして、この節の規定を適用する。

(自動車の売主の第二次納税義務の免除)

第四百四十六条 知事は、第三百三十四条の二第一項に規定する自動車の所在および買主の住所または居所が不明である場合において、当該自動車の売主が当該自動車の売買に係る代金の全部または一部を受け取ることができなくなつたと認

められるときは、当該受け取ることができなくなつたと認められる額を限度として、当該自動車の売主の法第十一条の九第一項の規定による第二次納税義務に係る徴収金の納付の義務を免除するものとする。

2・3 (略)

附則

(個人の県民税の所得割の非課税の範囲等)

第三条の二 (略)

(公益法人等に係る県民税の課税の特例)

第三条の二の二 知事は、当分の間、租税特別措置法第四十条第三項後段(同条第六項から第十二項までおよび第十三項(同条第十四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))の規定によりみなして適用する場合を含む。)(の規定の適用を受けた同条第三項に規定する公益法人等(同条第六項から第十三項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる者を含む。))を同条第三項に規定する贈与または遺贈を行った個人とみなして、施行令附則第三条の二の三第一項で定めるところにより、これに同法第四十条第三項に規定する財産(同条第六項から第十三項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。))に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額または雑所得の金額に係る県民税の所得割を課する。

第五条の六 (略)

2 (略)

3 県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成二十六年から令和三年までであつて、かつ、租税特別措置法第四十一条第五項に規定する特定取得または同条第十六項に規定する特別特定取得に該当する同条第一項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有するときは、第一項の規定の適用については、同項中「百分の二」とあるのは「百分の二・八」と、「三

められるときは、当該受け取ることができなくなつたと認められる額を限度として、当該自動車の売主の法第十一条の九第一項の規定による第二次納税義務に係る徴収金の納付の義務を免除するものとする。

2・3 (略)

附則

(個人の県民税の所得割の非課税の範囲等)

第三条の二 (略)

(公益信託に係る県民税の課税の特例)

第三条の二の二 当分の間、公益信託(公益信託ニ関スル法律第一条に規定する公益信託(法人税法第三十七条第六項に規定する特定公益信託を除く。))をいう。以下この条において同じ。)(の信託財産について生ずる所得については、公益信託の委託者またはその相続人その他の一般承継人が当該公益信託の信託財産に属する資産および負債を有するものとみなして、第二章第一節の規定を適用する。

2 公益信託は、第十七条第一項第四号の二に規定する法人課税信託に該当しないものとする。

(公益法人等に係る県民税の課税の特例)

第三条の二の三 知事は、当分の間、租税特別措置法第四十条第三項後段(同条第六項から第十項までおよび第十一項(同条第十二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))の規定によりみなして適用する場合を含む。)(の規定の適用を受けた同条第三項に規定する公益法人等(同条第六項から第十一項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。))を同条第三項に規定する贈与または遺贈を行った個人とみなして、施行令附則第三条の二の三第一項で定めるところにより、これに同法第四十条第三項に規定する財産(同条第六項から第十一項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。))に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額または雑所得の金額に係る県民税の所得割を課する。

第五条の六 (略)

2 (略)

3 県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成二十六年から令和三年までであつて、かつ、租税特別措置法第四十一条第五項に規定する特定取得または同条第十四項に規定する特別特定取得に該当する同条第一項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有するときは、第一項の規定の適用については、同項中「百分の二」とあるのは「百分の二・八」と、「三

万九千円」とあるのは「五万四千六百円」とする。

(肉用牛の売却による事業所得に係る県民税の課税の特例)

第六条 (略)

(事業税の納税義務者等の特例)

第六条の二 第四十二条第一項の規定の適用については、当分の間、同条第一項第一号ロ中「一億円以下のもの」とあるのは「一億円以下のもの(前事業年度の事業税についてイに掲げる法人に該当したものであつて、払込資本の額(法人が株主または合名会社、合資会社もしくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として施行令附則第六条で定める金額をいう。)が十億円を超えるものを除く。)」とする。

第七条 新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律(令和六年法律第四十五号)の施行の日から令和九年三月三十一日までの間に産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十四条の二第一項に規定する特別事業再編計画(以下この項において「特別事業再編計画」という。)について同条第一項の認定を受けた同法第二十四条の三第一項に規定する認定特別事業再編事業者である法人(以下この項において「認定特別事業再編事業者」という。)が、当該認定に係る特別事業再編計画(同条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの)に従つて行う同法第二条第十八項に規定する特別事業再編(生産性の向上および需要の開拓に特に資するものとして地方税法附則第八条の三の四第一項の総務大臣が定める基準に適合するものに限る。以下この項において「特別事業再編」という。)のための措置(同条第十八項第三号、第四号および第六号に掲げる措置に限る。)として他の法人の株式もしくは出資(以下この項において「株式等」という。)の取得をし、または他の法人の株式を譲り受け、これをその取得または譲受けの日(以下この項において「取得等の日」という。)以後引き続き有しており、かつ、取得等の日以後継続して当該他の法人との間に完全支配関係(法人税法第十二条の七の六に規定する完全支配関係をいう。以下この項において同じ。)がある場合(その取得または譲受けに係る対価の額が百億円を超える金額または一億円に満たない金額である場合を除く。以下この項において同じ。)において「対象法人」という。)および当該認定特別事業再編事業者が産業競争力強化法第二十四条の二第一項の認定の申請の日前五年以内に他の法人の株式等の取得をし、または他の法人の株式を譲り受け、これ取得等の日以後引き続き有しており、かつ、同日以後継続して当該他の法人との間に完全支配関係がある場合における当該他の法人(当該他の法人が当該特別事業再編のための措置を行う場合における当該他の法

万九千円」とあるのは「五万四千六百円」とする。

(肉用牛の売却による事業所得に係る県民税の課税の特例)

第六条 (略)

第七条 削除

人のうち施行規則で定めるものに限る。以下この項において「五年以内株式等取得等法人」という。)の行う事業に対する第四十二条第一項の規定の適用については、対象法人または五年以内株式等取得等法人の取得等の日を含む事業年度から当該取得等の日以後五年を経過する日を含む事業年度(同法第二十四条の第三第二項または第三項の規定により同法第二十四条の第二第一項の認定が取り消された場合には、その取り消された日を含む事業年度の前事業年度)までの各事業年度分の事業税に限り、第四十二条第一項第一号ロ(1)および(2)中「二億円を超えるもの」とあるのは、「二億円を超えるもの(附則第七条第一項に規定する対象法人および同項に規定する五年以内株式等取得等法人を除く。)」とする。

2 前項の規定の適用に關し必要な事項は、施行令附則第六条に定めるところによる。

(法人の事業税の税率の特例)

第七条の二 (略)

(軽油引取税の課税免除の特例)

第八条の八 知事は、令和九年三月三十一日までに行われる次に掲げる軽油の引取りに対しては、第百十六条第一項および第二項の規定にかかわらず、次項において読み替えて準用する第百三十条第四項の規定による免税証の交付があつた場合または法附則第十二条の二の七第二項において読み替えて準用する法第百四十四条の三十一第四項もしくは第五項の規定による知事の承認があつた場合に限る、軽油引取税を課さないものとする。

一 船舶(施行令附則第十条の二の二第一項に規定するものを除く。)の使用|者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取り

二 自衛隊が通信の用に供する機械、自動車(施行令附則第十条の二の第二項に規定するものを除く。)その他これらに類するものとして同条第三項に規定するものの電源または動力源に供する軽油の引取り

三 鉄道事業または軌道事業を営む者その他施行令附則第十条の二の二第四項に規定する者が鉄道用車両または軌道用車両(日本貨物鉄道株式会社にあつては、同条第五項に規定する機械を含む。)の動力源に供する軽油の引取り

四 農業または林業を営む者その他施行令附則第十条の二の二第六項に規定する者が動力耕うん機その他の同条第七項に規定する機械の動力源に供する軽油の引取り

五 木材加工業その他の施行令附則第十条の二の二第八項に規定する事業を営む者が当該事業の事業場において使用する機械の動力源の用途その他の同項に規定する用途に供する軽油の引取り

(法人の事業税の税率の特例)

第七条の二 (略)

(軽油引取税の課税免除の特例)

第八条の八 知事は、令和九年三月三十一日までに行われる次に掲げる軽油の引取りに対しては、第百十六条第一項および第二項の規定にかかわらず、次項において読み替えて準用する第百三十条第四項の規定による免税証の交付があつた場合または法附則第十二条の二の七第二項において読み替えて準用する法第百四十四条の三十一第四項もしくは第五項の規定による知事の承認があつた場合に限る、軽油引取税を課さないものとする。

一 船舶の使用|者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取り

二 自衛隊が通信の用に供する機械、自動車(施行令附則第十条の二の第二項に規定するものを除く。)その他これらに類するものとして同条第二項に規定するものの電源または動力源に供する軽油の引取り

三 鉄道事業または軌道事業を営む者その他施行令附則第十条の二の二第三項に規定する者が鉄道用車両または軌道用車両(日本貨物鉄道株式会社にあつては、同条第四項に規定する機械を含む。)の動力源に供する軽油の引取り

四 農業または林業を営む者その他施行令附則第十条の二の二第五項に規定する者が動力耕うん機その他の同条第六項に規定する機械の動力源に供する軽油の引取り

五 木材加工業その他の施行令附則第十条の二の二第七項に規定する事業を営む者が当該事業の事業場において使用する機械の動力源の用途その他の同項に規定する用途に供する軽油の引取り

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十六条第一項および附則第五条の六第三項の改正規定 令和七年一月一日

二 第四十二条第一項第一号ロおよび附則第七条の改正規定ならびに次条第三項および第四項の規定 令和八年四月一日

三 第五十七条の二第一項および第五十七条の二の二の改正規定、附則第三条の二の二を削り、附則第三条の二の三を附則第三条の二の二とする改正規定ならびに

附則第四条の規定 公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行の日

四 第二十条の三第一項および附則第三条の二の三の改正規定 前号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の一月一日

(事業税に関する経過措置)

第二条 改正後の福井県税条例（以下「改正後の条例」という。）附則第六条の二の規定は、令和七年四月一日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、令和七年四月一日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 令和七年四月一日以後最初に開始する事業年度（以下この項において「最初事業年度」という。）の事業税（令和六年三月三十日（以下この項において「基準日」という。）を含む事業年度の前事業年度の事業税について改正前の福井県税条例第四十二条第一項第一号イに掲げる法人に該当したものであって、基準日の前日の現況により資本金の額または出資金の額が一億円以下であると判定され、かつ、基準日から最初事業年度の開始の日の前日までの間に終了した各事業年度分の事業税について同号ロに掲げる法人に該当したものの行う事業に対する事業税を除く。）に係る改正後の条例附則第六条の二の規定の適用については、同条中「前事業年度」とあるのは、「令和六年三月三十日を含む事業年度の開始の日の前日から福井県税条例の一部を改正する条例（令和六年福井県条例第三十二号）附則第二条第二項に規定する最初事業年度の開始の日の前日までの間に終了したいずれかの事業年度分」とする。

3 改正後の条例第四十二条第一項第一号および附則第七条の規定は、令和八年四月一日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

4 改正後の条例第四十二条第一項第一号ロ（地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）第三条の規定による改正後の地方税法（以下この項において「八年新法」という。）附則第八条の三の三の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する所得等課税法人以外の法人で資本金の額もしくは出資金の額が一億円以下のものまたは同号ロに規定する所得等課税法人以外の法人で資本もしくは出資を有しないものうち同号ロ(1)または(2)に掲げる法人に該当するものを行う事業に対する令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税について八年新法第七十二条の二十五、第七十二条の二十八または第七十二条の二十九の規定により申告納付すべき事業税額（以下この項において「比較法人事業税額」という。）を超える場合には、当該超える金額の三分の二に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合または当該金額を切り上げた金額）は、令和八年度分基準法人事業税額または当該金額を切り上げた金額）は、令和八年度分基準法人事業税額（以下この項において「比較法人事業税額」という。）を超える場合には、当該超える金額の三分の二に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合または当該金額を切り上げた金額）は、令和八年度分基準法人事業税額から控除するものとし、当該法人が行う事業に対する令和九年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税について八年新法第七十二条の二十五、第七十二条の二十八または第七十二条の二十九の規定により申告納付すべき事業税額（以下この項において「令和九年度分基準法人事業税額」という。）が比較法人事業税額を超える場合には、当該超える金額の三分の一に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合または当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額または当該金額を切り上げた金額）は、令和九年度分基準法人事業税額から控除するものとする。

(軽油引取税に関する経過措置)

第三条 改正後の条例附則第八条の八第一項第一号の規定は、令和七年四月一日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、令和七年四月一日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

(地方消費税に関する経過措置)

額に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額
イ・ロ (略)

附則

この条例は、公布の日から施行する。

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年七月十六日

福井県知事 杉本 達治

福井県条例第三十五号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例(平成十四年福井県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

(本人確認情報および附票本人確認情報の利用に係る事務)

第二条 法第三十条の十五第一項第二号および法第三十条の四十四の六第一項第二号に規定する条例で定める事務は、次のとおりとする。

一・二 (略)

(本人確認情報および附票本人確認情報を提供する知事以外の執行機関および事務)

第三条 法第三十条の十五第二項第二号および法第三十条の四十四の六第二項第二号に規定する条例で定める知事以外の県の執行機関(以下「知事以外の執行機関」という。)および事務は、次のとおりとする。

一・二 (略)

(知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法)

第四条 法第三十条の十五第二項第二号に掲げる場合における同項の規定による都道府県知事保存本人確認情報の提供および法第三十条の四十四の六第二項第二号に掲げる場合における同項の規定による都道府県知事保存附票本人確認情報の提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとする。

(自己に係る本人確認情報または附票本人確認情報の開示の請求方法)

第五条 法第三十条の三十二第一項(法第三十条の四十四の十三において準用する場合を含む。)の規定により知事に対し自己に係る本人確認情報または附票本人確認情報の開示を請求しようとする者(次条において「開示請求者」という。)は、自己が当該開示請求に係る本人確認情報または附票本人確認情報の

改正前

(本人確認情報の利用に係る事務)

第二条 法第三十条の十五第一項第二号に規定する条例で定める事務は、次のとおりとする。

一・二 (略)

(本人確認情報を提供する知事以外の執行機関および事務)

第三条 法第三十条の十五第二項第二号に規定する条例で定める知事以外の県の執行機関(以下「知事以外の執行機関」という。)および事務は、次のとおりとする。

一・二 (略)

(知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法)

第四条 法第三十条の十五第二項第二号に掲げる場合における同項の規定による都道府県知事保存本人確認情報(法第三十条の八に規定する都道府県知事保存本人確認情報をいう。以下同じ。)の提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に都道府県知事保存本人確認情報を送信する方法により行うものとする。

(自己に係る本人確認情報の開示の請求方法)

第五条 法第三十条の三十二第一項の規定により知事に対し自己に係る本人確認情報の開示を請求しようとする者(次条において「開示請求者」という。)は、自己が当該開示請求に係る本人確認情報の本人であることを証する書類で規則に定めるものを提示し、または提出しなければならない。

本人であることを証する書類で規則に定めるものを提示し、または提出しなければならぬ。

(自己に係る本人確認情報または附票本人確認情報の開示に関する手数料)

第六条 開示請求者は、書面の交付により本人確認情報または附票本人確認情報の開示を受ける場合においては、書面一枚につき十円の手数を納付しなければならない。

(自己に係る本人確認情報の開示に関する手数料)

第六条 開示請求者は、書面の交付により本人確認情報の開示を受ける場合においては、書面一枚につき十円の手数を納付しなければならない。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福井県薬剤師確保奨学金返還資金貸与条例を公布する。

令和六年七月十六日

福井県知事 杉本 達治

福井県条例第三十六号

福井県薬剤師確保奨学金返還資金貸与条例

(目的)

第一条 この条例は、指定医療機関で勤務を開始する薬剤師に対し、返還資金を貸与することにより、県内の指定医療機関で就業する薬剤師の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 指定医療機関 県内の医療機関であつて規則で定めるものをいう。
 - 二 奨学金 独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)第十四条第一項に規定する学資貸与金(支払うべき利息があるときは、当該利息を含む。)および福井県奨学育英基金条例(昭和四十五年福井県条例第三号)第一条に規定する奨学育英資金をいう。
 - 三 返還資金 奨学金を返還するための資金をいう。
- (返還資金の貸与等)

第三条 知事は、次に掲げる要件を満たす者からの申請により、当該申請をした者であつて指定医療機関で薬剤師として勤務を開始したものに返還資金を貸与することができる。ただし、奨学金の返還を支援するための制度で、規則で定めるものを利用する者については、この限りでない。

一 薬剤師法(昭和三十五年法律第四十六号)第三条に規定する薬剤師の免許を受けた者(規則で定める者を除く。)または一年以内に同条の薬剤師国家試験に合格することが見込まれる者であること。

二 奨学金の貸与を受けている者または返還の債務がある者(当該債務について遅滞の責任を負っていない者に限る。)であること。

第四条 返還資金の額は、年額八十万円を限度とし当該返還資金の貸与を受けようとする者が各年度(四月一日から三月三十一日までをいう。以下同じ。)において次項に定める貸与期間中に奨学金の返還の債務を履行するために負担した額を基準として規則で定めるところにより算定した額とする。

2 返還資金の貸与期間は、知事が貸与を決定した日以後の最初の四月一日または当該貸与の決定を受けた者が指定医療機関で薬剤師としての勤務を開始した日のいずれか遅い日(以下「初日」という。)から起算して六年を限度として規則で定める日までとする。

(保証人)

第五条 返還資金の貸与を受けようとする者は、規則で定めるところにより、保証人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、返還資金の貸与を受けようとする者と連帯して返還資金の返還の債務を負担するものとする。

(貸与の取消し)

第六条 知事は、貸与の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その貸与を取り消すことができる。

- 一 指定医療機関において薬剤師として勤務しなかった期間（次のいずれかに該当して勤務しなかった期間を除く。）が、継続して三十日に達したとき。
 - イ 使用者から出向、転勤その他の指定医療機関において薬剤師として勤務しないこととなる異動を命ぜられた場合
 - ロ 災害、疾病、育児休業その他のやむを得ない理由により薬剤師として勤務できなかった場合
 - ハ イおよびロに掲げる場合のほか、貸与の決定を受けた者の責めに帰することができないと認められる理由により指定医療機関において薬剤師として勤務できなかった場合

二 返還資金の貸与を受けることを辞退したとき。

三 その他返還資金の貸与の目的を達する見込みがなくなったと認められるとき。

(返還)

第七条 返還資金の貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合には、貸与を受けた返還資金の額と、その額に貸与を受けた日から当該各号に該当する事由が生じた日（以下「発生日」という。）までの日数に応じ年十パーセントの割合を乗じて得た額との合計額を返還しなければならない。

一 前条の規定により貸与が取り消されたとき。

二 貸与期間が終了したとき（前号に該当する場合を除く。）。

三 次条の規定による返還の猶予を受けることができなかったとき。

2 前項の規定による返還は、発生日の属する月の翌月から起算して貸与期間の二分の一に相当する期間（次条の規定により返還資金の債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間とを合算した期間）内に、月賦または半年賦の均等返還により行うものとする。ただし、繰上げ返還をすることを妨げない。

3 被貸与者は、第一項各号に掲げる場合を除くほか、奨学金の返還を支援するための他の制度の利用に係る申請または届出を怠った場合は、規則で定めるところにより既に貸与を受けた返還資金を返還しなければならない。

4 前項の規定による返還の額および方法については、第一項および第二項の規定を準用する。

(返還の猶予)

第八条 知事は、被貸与者が次条第一項第一号または第二号に該当し、同項の規定により返還資金の返還の免除を受ける見込みがあると認められるときは、その間返還資金の返還を猶予するものとする。

2 知事は、被貸与者が災害、疾病その他やむを得ない理由により返還資金を返還することが困難であると認められるときは、その間返還資金の返還を猶予することができる。

(返還の免除)

第九条 知事は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に規定する額の返還資金の返還を免除するものとする。

- 一 被貸与者が三年間の規則で定める研修プログラムを修了し、かつ、指定医療機関において薬剤師として勤務した期間（第六条第一号ロまたはハに掲げる事由により薬剤師として勤務しなかった期間を除く。以下「在職期間」という。）が貸与期間に二分の三を乗じて得た月数に達するとき 返還資金の全額
- 二 被貸与者が前号に規定する研修プログラムを修了したとき（前号に該当する場合を除く。） 返還資金の額に、在職期間の月数を貸与期間に二分の三を乗じて得た月数で除して得た数を乗じて得た額

三 被貸与者が、貸与期間または前条第一項の規定による猶予を受けている期間中に業務上の理由により死亡し、または業務に起因する心身の故障により薬剤師として勤務することができなくなったとき 知事が相当と認める額

2 知事は、前項各号に掲げる場合を除くほか、被貸与者が死亡、心身の故障その他やむを得ない事由により返還資金を返還することができないと認めるときは、返還資金の全部または一部の返還を免除することができる。

(延滞利息)

第十条 被貸与者は、正当な理由がなくて返還すべき額を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年十四・五パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

(規則への委任)

第十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年八月一日から施行する。

(延滞利息の割合の特例)

2 当分の間、第十条に規定する延滞利息の年十四・五パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年七・二パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とする。

令和六年七月十六日発

行

発行人

〒九一〇―八五八〇

福井県福井市大手三丁目十七番一號

福井県